

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成28年4月21日(2016.4.21)

【公開番号】特開2014-128010(P2014-128010A)

【公開日】平成26年7月7日(2014.7.7)

【年通号数】公開・登録公報2014-036

【出願番号】特願2012-286150(P2012-286150)

【国際特許分類】

H 04 N 5/64 (2006.01)

【F I】

H 04 N 5/64 5 7 1 E

【手続補正書】

【提出日】平成28年3月2日(2016.3.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

実施形態の映像表示装置は、取付部が設けられた表示パネルと、前記表示パネルの後面側に位置する第1のカバー、第2のカバーおよび第3のカバーと、を備え、前記第1のカバー、第2のカバー及び第3のカバーの少なくとも1つは前記取付部に取り付けられ、前記第1のカバー、第2のカバー及び第3のカバーの少なくとも2つのカバーは一部が重ねられた状態で前記表示パネルの後面側に位置し、前記2つのカバーの一方は、段部と、前記段部から伸びた重ね代部とを有し、前記2つのカバーの他方は、前記重ね代部に重ねられる重なり部を有し、前記段部と前記重なり部との間には隙間が設けられる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

取付部が設けられた表示パネルと、

前記表示パネルの後面側に位置する第1のカバー、第2のカバーおよび第3のカバーと、を備え、

前記第1のカバー、第2のカバー及び第3のカバーの少なくとも1つは前記取付部に取り付けられ、

前記第1のカバー、第2のカバー及び第3のカバーの少なくとも2つのカバーは一部が重ねられた状態で前記表示パネルの後面側に位置し、

前記2つのカバーの一方は、段部と、前記段部から伸びた重ね代部とを有し、前記2つのカバーの他方は、前記重ね代部に重ねられる重なり部を有し、

前記段部と前記重なり部との間には隙間が設けられる映像表示装置。

【請求項2】

前記第1カバー、前記第2カバーおよび前記第3カバーの少なくとも2つのカバーは樹脂性のカバーである請求項1記載の映像表示装置。

【請求項3】

前記取付部は、開口部を有し、

前記第1カバー、第2のカバーおよび第3のカバーのうち前記取付部に取り付けられるカバーは、前記開口部に嵌る凸部を有する請求項1または請求項2に記載の映像表示装置。

【請求項4】

前記表示パネルの長手方向における前記開口部の長さは、前記表示パネルの長手方向における前記凸部の長さよりも大きい請求項1乃至請求項3のいずれか一項に記載の映像表示装置。